

## 学 則

(1) 研修目的	介護の業務に従事する者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術を身につけるだけでなく、それを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行えるような人材育成を目的とする。
(2) 研修事業の実施主体	職業訓練法人北はりま職業訓練協会
(3) 研修事業名	介護職員初任者研修講座（通学）
(4) 研修事業の実施期間	平成28年 5月14日 ～ 平成28年11月15日 修了証明書交付予定 平成28年11月15日
(5) 研修事業の実施場所	北はりま職業訓練センター 西脇市平野町189-1
(6) 研修日程、担当講師	別紙「介護員養成研修事業実施日程表」のとおり
(7) 受講資格	介護に関心のある者、介護福祉業界への就職を希望する者、介護技術・知識の習得を希望する者
(8) 受講申込手続	所定の受講申込書に必要事項を記入し、郵送かFAXで申し込む
(9) 受講料及び支払方法	雇用保険加入者 56,500円 非加入者 59,500円（テキスト代、消費税込み） ・一括納入
(10) 研修修了の認定方法	修了の認定は、次の全てに該当するものとする。 (1) 定めるカリキュラムすべてに出席した者。 (2) 受講料を完納した者。 (3) 「こころとからだのしくみと生活支援技術」の次の項目において、各演習時間内で技術習得度の評価をおこなう。担当講師による評価をおこない、各チェックリストともA及びBの評価基準を満たした者。 ⑥ 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑦ 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑧ 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑨ 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑩ 排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑪ 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑭ 総合生活支援技術演習

	<p><b>【評価基準】</b></p> <p>A：基本的な介護（介助）が的確にできる  B：基本的な介護（介助）が概ねできる  C：技術が不十分  D：全くできていない</p> <p>(4) 筆記試験による修了試験において、担当講師による評価をおこない、C以上の評価基準を満たし合格認定された者。なお、評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価をおこなう。</p> <p><b>【認定基準】</b>（100点を満点とする）  A=90点以上、B =80～89点、C=70～79点、D=70点未満</p> <p>修了筆記試験不合格時の取扱い：不合格だった者には、後日（事務局が定めた日に）補講・再試験を行う。  補講および再試験料：1回あたり 5,000円</p> <p>※再試験は研修の履修期間（最大8ヵ月）内なら、何度でも受験可とする。ただし、最終試験の結果、不合格となった者は未修了扱いとなるため注意すること。</p>
(11) 欠席者の取扱い	<p>理由の如何にかかわらず、研修の欠席は認められない。研修開始時間から10分以上遅刻した場合は欠席とする。ただし、講義科目に限りやむを得ず欠席した場合は、補講を受けることが可能である。（研修時間数の概ね1割以内）その場合は、事務局に連絡し指定日に補講を受けレポートの提出をすること。</p> <p>なお、補講にかかる費用は次のとおりとする。  個別対応での補講実技演習に関しては費用：1時間あたり 3,500円</p>
(12) 受講の取消し	<p>次に該当する者は、受講を取り消すことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。</li> <li>・研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者。</li> </ul>